



医学図書館から医療図書館へ —患者の医療を受ける権利からのアプローチ—

前田 元也

I. はじめに

私は、病院図書館の仕事を11年間勤めさせていただきました。早いもので、離れてまもなく4年になろうとしています。しかし、病院図書館に勤務していたころも、離れてみても、病院図書館の必要性、役割、重要性と言いますか、医療機関にとってはなくてはならない部署であるという考え方は、全く変わりません。その思いは、ますます強くなっていると言っても過言ではありません。今回は、病院図書館を離れてみて感じたこと、気がついたことをご紹介します。これから病院図書館の発展にとってヒントになるようなことがお話できればと思います。

結論から先に申し上げますと、私が皆さんに提案したいこと、検討していただきたいことは、「これからの病院図書館＝医学図書館から医療図書館へウイングを広げていくこと」ではないかということです。利用者も医療従事者に限定せず、患者さんをも視野に入れた積極的なサービスが、ますます求められているように感じられてなりません。

II. 患者の意識の変化と病院図書館

その背景には、2つの要素が存在します。1つは、患者さんの健康や医療に関する意識の高まり、患者さんの医療を受ける権利や意識の高まりが、急速な勢いで広がってきていることにあります。

もう1つは、介護保険がスタートし、患者さんから見れば、医療・介護・福祉というこれまで別々の独立した分野であったものが、その垣根がなくなり、関連してとらえられはじめていくということです。

たとえば、ご高齢の患者さんが退院されて、在宅で生活を送ることになったとします。しかし、ご家族にはなかなか介護ができる条件が揃わない方も多くいらっしゃると思います。その場合は、介護保険のサービスを受けることになります。訪問看護であるとか、訪問入浴、ヘルパーサービスなどです。施設を利用することになれば、特別養護老人ホームと老健施設になりますが、患者さんにとってみれば、すべて生活の流れの一部です。私たちはこの中から、どうしても「医療」だけを取り出してとらえようとしがちなのですが、患者さんから見ればすでに垣根はありません。

この2つの点をしっかりつかんだ病院図書館運営をし、サービス機能を発揮することが大事なのではないかと思います。厳しくなる医療経営の中では、質のよい医療や、満足のいく医療を追求しないと、たちまち経営が困難な状況に陥りますし、医療だけやっつけても、なかなか満足のいくサービスが提供できません。これは、介護分野と福祉分野に手をのばし、連携をはかる医療機関が多数派になっていることから明らかです。ここに目をつけて先回りすることの必要性を痛感しています。

III. 患者の医療を受ける権利

資料に「医療生協の「患者の権利章典」(資料1)を紹介させていただきました。患者さんの権利には、次の5つがあります。①知る権利、②自己決定権、③プライバシーに関する権利、④学習権、⑤受療権です。

今回は、この中で「受療権」と「知る権利」「自己決定権」について、具体的に紹介させていただいて、病院図書館の役割を「プライバシーに関する権利」「学習権」の立場から考えてみたいと思います。

IV. 医療制度の変化

まず「受療権」ですが、近年、医療制度は大きく変わって、複雑になってきています。また、医療を受ける側からとらえるならば、この変化は、経済的にも大変厳しい内容になっています。

1997年に、健康保険本人の窓口負担が、1割から2割へと引き上げられました。そのときに、

受診率は17%も減少しています。この4月に、さらに3割負担に引き上げられれば、患者さんも大変ですが、病院経営にとっても大打撃です。

患者さんを取り巻く経済状況は、決して豊かであるとは言えません。少し紹介しますと、2001年の大阪の失業率は7.2%。5年前の2倍になりました。今では、8%とも言われています。企業の倒産は、2542件に上っています。1996年から1999年の3年間で、大阪府下では、10万2000の事業所が閉鎖し、73万8000人が職を失いました。

医療という側面から見てみても、同じことが言えます。大阪府で、国民健康保険の滞納世帯は、ほぼ35万世帯(全国では412万世帯「2002.6厚生労働省調査」)にも及んでいます。加入世帯における滞納世帯の割合は、大阪市で21.6%。府下全域で22.2%となっています。短期保険証の発行は、5万6000世帯。資格証明書

資料1

医療生協の「患者の権利章典」

医療生協の「患者の権利章典」は、組合員自身のいのちをはぐくみ、いとおしみ、そのために自らを律するものです。同時に組合員・地域住民すべてのいのちを、みんなで大切にし、支え合う、医療における民主主義と住民参加を保証する、医療における人権宣言です。

患者の権利と責任

患者には、闘病の主体者として、以下の権利と責任があります。

【知る権利】 病名、病状(検査の結果を含む)、予後(病気の見込み)、診療計画、処置や手術(選択の理由、その内容)、薬の名前や作用・副作用、必要な費用などについて、納得できるまで説明を受ける権利。

【自己決定権】 納得できるまで説明を受けたのち、医療従事者の提案する診療計画などを自分で決定する権利。

【プライバシーに関する権利】 個人の秘密が守られる権利および私的なことについて干渉されない権利。

【学習権】 病気やその療養方法および保健・予防等について学習する権利。

【受療権】 いつでも、必要かつ十分な医療サービスを、人としてふさわしいやり方で受ける権利、医療保障の改善を国と自治体に要求する権利。

【参加と協同】 患者みずからが、医療従事者とともに力をあわせて、これらの権利をまもり発展させる責任。

(患者の権利章典 1991年5月11日 日本生協連医療部会総会にて確定)

の発行は、6500世帯となっています。資格証明書受給世帯の受診率は、保険証を持っている世帯に比べて、140分の1の受診率という報告もあります。保険証がないということで、患者さんの受療権が大きく奪われていると言っても過言ではないでしょう。

私たちは、このような社会環境の中で、医療を行っています。これが、私たちの対象となっている患者さんの置かれている環境であり、医療経営そのものに与える影響は大だと言わざるを得ません。

病院経営の考え方はいたって簡単です。必ず利益を出さなければなりませんから、今回のように収益が落ちることが予想されれば、費用を削減します。費用には、皆さんの人件費や経費（この中に図書費も含まれます）、材料費などがありますが、それを削減するという事です。経営という視点では、正論ははっきり言って通用しません。すべて結果です。「言いたいことは良くわかった。しかし赤字は出せない」のです。医療機器を購入するときでさえ同じです。どんなに良心的な幹部でも、その機械の性能がよくても、早期発見や診断技術があがるのが、利益につながるののであれば、なかなか購入するには至りません。

むずかしい課題に思えるかもしれませんが、病院図書館を経費削減の対象とならない部門にしなければいけないということです。私は、その可能性は十分にあると考えます。

V. 患者の知る権利

1. 患者の意識と医療現場

次に、「患者の知る権利」「自己決定権」という視点で考えてみたいと思います。今では、インフォームドコンセントという言葉は多くの国民に知られ、医療や健康に関する情報は、マスコミやインターネット、雑誌などからあふれ出しています。国民の大きな関心事となっていると言ってよいでしょう。患者さんは、氾濫している情報の中から真実である情報を求めています。

す。その上で、自分の治療について決定する権利を持っています。本来は、医師をはじめとした医療従事者から、患者さんが納得のいくまで説明されるべきなのでしょうが、医師から十分な説明をする時間的余裕はほとんどとれない状況が、一方では存在します。これを保障するシステムが必要です。

2. カルテ開示の取り組み

ここで、少しカルテ開示の取り組みについて紹介して、「知る権利」について考えてみたいと思います。カルテ開示には、次の2種類の方法があります。「配布型カルテ開示」と「申請型カルテ開示」です。申請型カルテ開示とは、文字通り患者さんからの申請があったときのみ、カルテを開示するという方法です。これとは異なり、配布型カルテ開示とは、例えば入院では、時間を決めてベッドサイドにカルテを配布する方法です。記載が不十分だったり、不備があると、患者さんも医療従事者に意見が言えます。

外来では、待ち時間にカルテを配布し、開示します。「私のカルテ」「マイカルテ」と言って、医療機関が保管するカルテと同じ内容のカルテを、患者さんも一冊持つようにしている医療機関もあります。ここには、患者さんのカルテへの記載も可能です。

これらの取り組みでは、患者さんとスタッフが同じプロセスで、毎日反復して情報を共有し、カルテを基盤とした双方向のやりとりが実施されています。そして、カルテの共有は、患者さんの医療プロセスを改善するという報告もあります。

私も、今後ますます、これらの取り組みが広がっていくことを願っています。

VI. 病院図書館の発展のヒント

これまでお話してきた変化の中で、病院図書館の役割を考えてみたいと思います。国民が安心して医療にかかることのできる権利である受療権は、残念ながら、ますます厳しい状況に

資料 2

〈図書館の自由に関する宣言〉

1972年 5月30日 日本図書館協会総会

図書館は基本的人権の一つとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

憲法は主権在民の原理に基づいており、その発展は基本的人権と密接に関わる表現の自由の保障が不可欠である。図書館は知る自由（権利）に責任を負う機関である。わが国では図書館は「思想善導」の機関として、国民の知る権利を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

図書館は国民のあらゆる資料要求に応えなければならない。対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。著者の思想的、宗教的、党派的立場によりその著作を排除しない。図書館資料について図書館と図書館員はそれらの資料の思想・主張の支持を意味するものではない。図書館員は成文化された収集方針を公開して広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

すべての図書館資料は原則として国民の自由な利用に供せられるべきである。図書館は正当な理由のないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したりはしない。図書館の集会室等は営利目的を除いて公平に利用できる。提供の自由は次の場合に限って制限されることがある。制限は極力限定して適用され、再検討される。①人権またはプライバシーを侵害するもの。②わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの。③または寄贈者が公開を非とするもの。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は利用者の読書事実や利用事実及びその内容を、業務上知り得た事実として外部に漏らさない。但し憲法第三五条にもとづく令状を確認した場合を除く。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

検閲は権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたもので、言論の自由と相容れない。検閲の図書館資料に対する抑圧の実態は内外の苦渋に満ちた歴史と教訓により明らかである。また、個人・組織・団体からの圧力・干渉に対しても検閲に類するものとして反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

図書館の自由の状況は一国の民主主義の重要な指標である。図書館の自由を守る行動は自由と人権を守る国民のたたかひの一環である。図書館の自由に対する国民の支持と協力は国民が図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合のみである。われわれは図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。これら図書館員の身分の救済につとめることは日本図書館協会の重要な責務である。

なっていることはすでにご説明させていただきました。しかし、厳しい状況になればなるほど、患者さんの医療を受けたいという要求は、それに反比例するかのように高まっていきます。それは、生命や健康にかかわる切実な問題だからだと思います。

また、自らの健康や治療のことについての「知る権利」の意識が高まってきていますが、医療従事者には、なかなか時間的な余裕はありません。

この2つの事実、病院図書館の発展ととのヒントがあるのではと感じています。

1. 患者には学習する場が必要

はじめに、患者さんの権利には「学習権」、「プライバシーに関する権利」があると申しました。病気やその療養方法、保健予防などについて学習する権利と、個人の秘密が守られる権利、および私的なことについて干渉されない権利です。この2つの権利を守り発展させていくこと、これは、病院図書館が最も得意とする分野ではないかと考えています。「学習権」は、「知る権利」や「受療権」を保障してくれます。患者さんには、「学習する場」が必要です。あふれ出る医療情報の中から、その患者さんが必要とする情報を提供するサービスが求められているのです。

知る権利を保障する図書館活動に関しては、すでに実践されている図書館も多いことだと思いますが、さらに充実させていくことが大切です。

2. 受療権を保障する図書館活動

もう1つ、「受療権」を保障する図書館活動も、充実させていくことが大切だと痛感しています。どういう制度があるのか。どうしたら利用できるのか。複雑になりすぎて、わからないという患者さんは多く存在しています。先に、医学から医療、介護、福祉へとウイングを広げていくことの重要性をお話しました。介護保険

はどうしたら受けられるのか。上手な利用の仕方はないかなど、患者さんは実にさまざまな情報を求めています。それらの情報を提供していくことが必要なのです。一方、医療機関に勤務する職員は、その道のプロではありますが、関連する領域については、わからないこともたくさん存在します。したがって、これは、病院スタッフへの情報提供にもつながります。

3. プライバシーに関する権利

それと同時に、患者さんには誰にも知られてくれないプライバシーに関する権利もあります。医師にも、医療スタッフにも、家族にもです。資料に「図書館の自由に関する宣言」(資料2)を紹介しています。その第3章には「図書館には利用者の秘密を守る義務」があります。病院図書館の果たす役割は鮮明ではないでしょうか。

VII. おわりに

最後に、「知る権利」の意識が高まる一方、「受療権」が脅かされている中で、患者さんは「学習権」「プライバシーに関する権利」を求めはじめています。この変化をうまくつかみ、病院図書館サービスを展開していくことが大切です。戦略的には、「患者さんを見方につける」ということです。以前、利用者を中心となっている医師の中に理解者を増やしていくことが大切だとの意見もあったように記憶していますが、これからは患者さんの中に理解者を増やしていくことです。

「この病院は病院図書館もないのか!」という患者さんのこの言葉が、経営幹部の心にズキッと突き刺さるようにしていきたくものです。

お詫び：近畿病院図書室協議会第100回研修会(2003年1月23日)での講演内容ですので、4月からの医療制度改正以前の表現となっています。ご了承ください。